

国指定小佐渡東部鳥獣保護区計画書
【存続期間の更新及び変更
(区域拡張及び保護の指針の変更)】
(環境省案)

平成 年 月 日
環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

小佐渡東部鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

新潟県佐渡市新穂 664 番地 4 の北東端を起点とし、同所から県道両津・真野・赤泊線を東進し同市新穂 45 番地の北西端との交点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を北進し同道路と県道佐渡縦貫線との交点に至り、同所から同県道を北進し行谷川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東進し市道青木長畝 1 号線との交点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を東進し同道路境界線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道長畝 55 号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道潟上長畝 1 号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道潟上 48 号線との交点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を東進し同道路境界線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道潟上 73 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道両津・真野・赤泊線との交点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を南進し同道路境界線との交点に至り、同所から同県道を東進し天王川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北進し加茂湖の平均水位の水際線（以下「湖岸線」という。）との交点に至り、同所から湖岸線を東進し市道原黒 2 号線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道両津・真野・赤泊線との交点に至り、同所から同県道横断方向に引いた線を東進し同県道境界線との交点に至り、同所から同県道を北進し市道両津幹線 9 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道佐渡一周線との交点に至り、同所から同所と同県道と両津港臨港道路湊線との東側交点を結ぶ直線を北進し同所に至り、同所から両津港臨港道路湊線を北東に進み最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）との交点に至り、同所から海岸線を東進し海岸線と同市大字岩首と大字浜河内の字界との交点に至り、同所から同字界を南西に進み同市大字岩首と大字小倉の字界との交点に至り、同所から同字界を北東に進み同市大字新穂大野と大字小倉の字界との交点に至り、同所から同字界を北進し同市大字新穂大野と大字長谷の字界との交点に至り、同所から同字界を北西に進み同市大字新穂大野と大字坊ヶ浦の字界との交点に至り、同所から同字界を北西に進み同市大字新穂大野と大字栗野江の字界との交点に至り、同所から同字界を北西に進み同市大字新穂大野 1654 番地の南西端に至

り、同所から県道両津・真野・赤泊線を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 30 年 11 月 1 日から 10 年間

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、新潟県佐渡市の南東部に連なる小佐渡山地の北東部分に位置し、区域の北部及び東部は海に面し、海岸線からすぐに山地が立ち上がっている一方、区域の西部は国中平野とつながっている。中央部には標高 600m 前後の山々が連なり、標高 400m までの区域はクヌギ、コナラ、クリ、アカマツ等の高木やヒサカキ、ヤブコウジ等の林内植生が見られる。標高 400m 以上の区域では、コナラに代わってミズナラが優占している。また、この山地を起源として国府川、大野川等の中小河川及び溪流が数多く流れており、これらの河川等に沿って、山間部から平野部にかけて古くから棚田が作られてきた。

当該区域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに野生絶滅として掲載されているトキが生息しており、トキの営巣木として適したアカマツ、コナラ、スギ等の大木が多く生育するほか、餌となるドジョウ、カエル類等が生息する河川、湿地、水田、水路等も多く存在しており、トキの生息に適した環境となっている。昭和 30 年代後半から 40 年代までは野生のトキの営巣が多く観察され、昭和 56 年に捕獲された国内における最後の野生のトキ 5 羽が生息していた土地である。

種の保存法に基づくトキ保護増殖事業計画においては、当該区域においてトキの生息に適した環境を整えた上で再導入を図り、トキが自然状態で安定的に存続できるようにすることを目標としている。同計画に基づき、飼育されたトキの放鳥が平成 20 年に開始され、平成 30 年 8 月時点では当該区域を含む佐渡島内で約 350 羽のトキが生

息している。当該区域は、モニタリング調査によって、トキが通年で採餌及びねぐら等の休息場所として高頻度に利用しているほか、平成 24 年以降、毎年トキの繁殖が成功していることが確認されており、平成 24 年から平成 29 年までの営巣数は 75 巣、ヒナの巣立ち数は 37 羽となるなど、トキにとって重要な生息地となっている。

また、当該区域では、絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシが冬鳥として確認されているほか、通年で絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサや準絶滅危惧のミサゴ、佐渡における固有亜種であるサドカケス等が確認されている。

このように、当該区域はトキの野生下への再導入を進める上で重要な区域であることから、希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息するトキを始めとする鳥獣の保護を図るものである。

（３）管理方針

- １）トキを始めとする鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ２）鳥類の生息環境を脅かすような不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息環境への影響を防止するため、現場巡視及び関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ３）農林水産業と鳥獣の保護の両立を図るため、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携し、鳥獣の個体数管理、生息環境管理等の総合的な鳥獣保護管理に努める。
- ４）テン等のトキを始めとする鳥獣の生息環境に影響を及ぼすおそれのある鳥獣については、有害鳥獣捕獲を図るものとする。
- ５）当該区域の管理の実施に当たっては、トキ保護増殖事業計画に即して実施される保護増殖事業との連携を図る。

３ 国指定鳥獣保護区の面積内訳

別表 1 のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、佐渡市の南東部に連なる小佐渡山地のうち国見山を含む北東部分に位置する。

イ 地形、地質等

当該区域は、新生代、第三紀頃に海底の激しい火山活動によって生成された火山岩類によって構成されたものである。今から 500 万～80 万年前に海底の隆起によって山地が形成され、その後約 2 万年前までにかけて山地や丘陵の隆起がさらに活発となり、また、複数回の氷期と間氷期によって段丘が形成された。

当該区域の海岸は、山地が海に迫っている場所が多い。河川は、国中平野を潤す国府川・大野川、加茂湖に注ぐ天王川、小佐渡山地から両津湾に至る久知川等、数多くの中小河川及び溪流が存在する。

ウ 植物相の概要

佐渡島では、対馬暖流の影響を受け、スダジイ、ウラジロガシ等の暖温帯の植物が分布する一方、積雪の影響を強く受け、アズマシロカネソウ等、日本海側特有の植物も分布している。

当該区域は、主に二次林である落葉広葉樹林及びスギ・アカマツの造林地で占められている。

低地帯では、クヌギ・コナラ林の割合が高く、また、ヤブツバキ等の常緑広葉樹林やスギ等の造林地も見られる。海岸ではクロマツ、シイ、タブ林等が見られる。

山地帯では、標高 400m までは、常緑広葉樹林から落葉広葉樹林に移行する地域であり、小佐渡山地の大部分を占めている。薪炭林として利用されてきたクヌギ、コナラ、クリ等の落葉高木やアカマツ等の常緑高木の林床に、ヒサカキ、ヤブコウジ等の林内植生が見られる。標高 400m より上部では、コナラに代わってミズナラが優占する。

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類に該当するサルメンエビネ、トケンラン等が確認されている。

エ 動物相の概要

当該区域は、ウグイス、キビタキ、ホオジロ等のスズメ目が多く生息しているほか、絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサや準絶滅危惧のミサゴ等の猛禽類、佐渡固有亜種のサドカケス等 51 科 219 種の鳥類が確認されている。

哺乳類では、佐渡島に特徴的な種、亜種として、サドトガリネズミ、サドモグラ、サドノウサギの生息が確認されているほか、本州から移入されたタヌキ、テン等 8 科 19 種が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり。

イ 獣類

別表 3 のとおり。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域において、カラス類、カモ類、タヌキ等による稲作及び果実等への被害が一部生じている。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札	36	本
(2) 案内板	3	基

7 存続期間の更新及び変更（区域拡張）の理由

当該区域は、トキの生息に適した環境が維持されており、今後もトキを含む鳥獣の生息環境の保全、維持及びモニタリングを継続して実施するため、存続期間を 10 年に延長

するものである。

また、今回拡張区域は、平成 20 年の放鳥開始以来、野生下のトキが高頻度に利用していることがモニタリング調査によって明らかになっており、トキや鳥獣の生息に適した環境が維持されている。さらに、佐渡トキ保護センターが含まれる県指定新穂鳥獣保護区に接続する形で区域拡張がなされることとなり、トキを含む鳥獣の一体的な保護及び管理が推進される。

8 参照事項

(1) 当初指定

昭和38年 1 月 1 日（昭和37年12月21日農林水産省告示第1572号）

(2) 経緯

更新

昭和43年 1 月 1 日（昭和42年10月21日農林水産省告示第1547号）

更新

昭和53年 1 月 1 日（昭和52年12月 7 日環境庁告示第103号）

更新

昭和56年11月 1 日（昭和56年10月27日環境庁告示第105号）

設定

昭和57年 3 月31日（昭和57年 3 月24日環境庁告示第38号）

更新

平成 3 年11月 1 日（平成 3 年10月31日環境庁告示第51号）

更新

平成13年11月 1 日（平成13年10月29日環境省告示第61号）

拡張

平成19年 7 月 1 日（平成19年 6 月29日環境省告示第44号）

更新

平成23年11月 1 日（平成23年10月24日環境省告示第85号）

別表 1 国指定小佐渡東部鳥獣保護区の面積内訳表

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
総面積	12,582 ha	337 ha	12,919 ha	735 ha	ha	735 ha	ha	ha	ha
└ 林 野	10,266 ha	43 ha	10,309 ha	734 ha	ha	734 ha	ha	ha	ha
└ 農耕地	1,821 ha	224 ha	2,045 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 公有水面	56 ha	ha	56 ha	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha
└ その他	439 ha	70 ha	509 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
国有地	1,192 ha	16 ha	1,208 ha	622 ha	ha	622 ha	ha	ha	ha
└ 国有林	1,000 ha	ha	1,000 ha	622 ha	ha	622 ha	ha	ha	ha
└ 林野庁所管	1,000 ha	ha	1,000 ha	622 ha	ha	622 ha	ha	ha	ha
└ 制限林	997 ha	ha	997 ha	622 ha	ha	622 ha	ha	ha	ha
└ 保安林	29 ha	ha	29 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	968 ha	ha	968 ha	622 ha	ha	622 ha	ha	ha	ha
└ 普通林	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 国有林以外の国有地	192 ha	16 ha	208 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 環境省所管	23 ha	ha	23 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	169 ha	16 ha	185 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体所有地	1,851 ha	17 ha	1,868 ha	110 ha	ha	110 ha	ha	ha	ha
└ 都道府県所有地	60 ha	1 ha	61 ha	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	8 ha	ha	8 ha	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	6 ha	ha	6 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	2 ha	ha	2 ha	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	27 ha	ha	27 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	25 ha	1 ha	26 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 市町村所有地等	1,791 ha	16 ha	1,807 ha	109 ha	ha	109 ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	955 ha	ha	955 ha	108 ha	ha	108 ha	ha	ha	ha
└ 保安林	773 ha	ha	773 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	61 ha	ha	61 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	121 ha	ha	121 ha	108 ha	ha	108 ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	777 ha	1 ha	778 ha	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha
└ その他	59 ha	15 ha	74 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	9,483 ha	304 ha	9,787 ha	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	2,068 ha	ha	2,068 ha	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	ha
└ 保安林	1,524 ha	ha	1,524 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	496 ha	ha	496 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	48 ha	ha	48 ha	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	5,581 ha	47 ha	5,628 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	1,834 ha	257 ha	2,091 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	56 ha	ha	56 ha	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha
計	12,582 ha	337 ha	12,919 ha	735 ha	ha	735 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域との重複

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	12,462 ha	2 ha	12,464 ha	735 ha	ha	735 ha	ha	ha	ha
└ (佐渡弥彦米山国定公園)	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別保護地区	104 ha	ha	104 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ (小佐渡県立自然公園)	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別保護地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	12,358 ha	2 ha	12,360 ha	735 ha	ha	735 ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域 (名称：埋蔵文化財包蔵地)	51 ha	9 ha	60 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

- ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
- 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の、面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
- 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
- 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
- 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 国指定小佐渡東部鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
キジ	キジ	<u>ウズラ</u>	V U	迷鳥
		○ キジ		留鳥
		○ コジュケイ		留鳥 (外来)
		○ ヤマドリ		留鳥 (外来)
カモ	カモ	<u>ヒシクイ</u>	V U、天然記念物	冬鳥
		コブハクチョウ		留鳥 (外来)
		コハクチョウ		冬鳥
		オオハクチョウ		冬鳥
		○ オシドリ	D D	留鳥
		○ オカヨシガモ		冬鳥
		○ ヨシガモ		冬鳥
		○ ヒドリガモ		冬鳥
		アメリカヒドリ		冬鳥
		○ マガモ		留鳥
		○ カルガモ		留鳥
		○ ハシビロガモ		冬鳥
		○ オナガガモ		冬鳥
		シマアジ		旅鳥
		<u>トモエガモ</u>	V U	迷鳥
		○ コガモ		冬鳥
		○ ホシハジロ		冬鳥
		○ キンクロハジロ		冬鳥
		○ スズガモ		冬鳥
		○ ホオジロガモ		冬鳥
		○ ミコアイサ		冬鳥
		○ カワアイサ		冬鳥
		ウミアイサ		冬鳥
カイツブリ	カイツブリ	○ カイツブリ		留鳥
		カンムリカイツブリ		冬鳥
		ハジロカイツブリ		冬鳥
ハト	ハト	○ キジバト		留鳥
		アオバト		夏鳥
		カワラバト (ドバト)		留鳥 (外来)
コウノトリ	コウノトリ	<u>コウノトリ</u>	C R、国内希少、特別天然記念物	迷鳥
カツオドリ	ウ	○ カワウ		冬鳥
		ウミウ		留鳥
ペリカン	サギ	<u>ミゾゴイ</u>	V U	夏鳥
		○ ゴイサギ		留鳥
		アカガシラサギ		迷鳥
		アマサギ		夏鳥
		○ アオサギ		留鳥
		○ ダイサギ		冬鳥
		チュウサギ	N T	旅鳥
		○ コサギ		留鳥
		クロサギ		留鳥
		カラシラサギ	N T	迷鳥
	トキ	○ <u>トキ</u>	E W、国内希少、特別天然記念物	留鳥
		<u>クロツラヘラサギ</u>	E N	迷鳥
ツル	クイナ	クイナ		迷鳥
		バン		夏鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
		オオバン		冬鳥
カッコウ	カッコウ	ジュウイチ		夏鳥
		ホトトギス		夏鳥
		○ ツツドリ		夏鳥
		カッコウ		夏鳥
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	N T	夏鳥
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ		旅鳥
		○ アマツバメ		夏鳥
チドリ	チドリ	タゲリ		冬鳥
		ムナグロ		旅鳥
		ダイゼン		旅鳥
		コチドリ		夏鳥
	セイタカシギ	<u>セイタカシギ</u>	V U	旅鳥
	シギ	ヤマシギ		冬鳥
		アオシギ		冬鳥
		オオジシギ	N T	旅鳥
		チュウジシギ		旅鳥
		タシギ		冬鳥
		オグロシギ		迷鳥
		<u>コシャクシギ</u>	E N、国際希少	迷鳥
		チュウシャクシギ		旅鳥
		ダイシャクシギ		迷鳥
		<u>ツルシギ</u>	V U	旅鳥
		コアオアシシギ		旅鳥
		アオアシシギ		旅鳥
		クサシギ		冬鳥
		<u>タカブシギ</u>	V U	旅鳥
		キアシシギ		旅鳥
		ソリハシシギ		旅鳥
		イソシギ		留鳥
		トウネン		旅鳥
ヒバリシギ			旅鳥	
サルハマシギ		国際希少	迷鳥	
ハマシギ		N T	旅鳥	
キリアイ			迷鳥	
エリマキシギ			旅鳥	
アカエリヒレアシシギ			旅鳥	
ツバメチドリ	<u>ツバメチドリ</u>	V U	迷鳥	
カモメ		ユリカモメ		冬鳥
		○ ウミネコ		留鳥
		○ カモメ		冬鳥
		シロカモメ		冬鳥
		○ セグロカモメ		冬鳥
		○ オオセグロカモメ		留鳥
		<u>コアジサシ</u>	V U	迷鳥
		アジサシ		迷鳥
タカ	ミサゴ	○ ミサゴ	N T	留鳥
	タカ	ハチクマ	N T	夏鳥
		○ トビ		留鳥
		<u>オジロワシ</u>	V U、国内希少、国際希少、天然記念物	冬鳥
		オオワシ	V U、国内希少、天然記念物	迷鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
		クロハゲワシ		迷鳥
		<u>チュウヒ</u>	EN、国内希少	冬鳥
		ハイイロチュウヒ		冬鳥
		ツミ		留鳥
		ハイタカ	NT	留鳥
		オオタカ	NT	留鳥
		<u>サシバ</u>	VU	夏鳥
		○ ノスリ		留鳥
		ケアシノスリ		迷鳥
フクロウ	フクロウ	○ オオコノハズク		留鳥
		コノハズク		迷鳥
		○ アオバズク		夏鳥
		トラフズク		迷鳥
		コミミズク		冬鳥
サイチョウ	ヤツガシラ	ヤツガシラ		旅鳥
ブッポウソウ	カワセミ	○ アカショウビン		夏鳥
		カワセミ		留鳥
キツツキ	キツツキ	アリスイ		迷鳥
		オオアカゲラ		留鳥
		○ アカゲラ		留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	○ チョウゲンボウ		冬鳥
		アカアシチョウゲンボウ		旅鳥
		コチョウゲンボウ		冬鳥
		チゴハヤブサ		旅鳥
		○ <u>ハヤブサ</u>	VU、国内希少、国際希少	留鳥
スズメ	ヤイロチョウ	<u>ヤイロチョウ</u>	EN、国内希少	迷鳥
	サンショウクイ	<u>サンショウクイ</u>	VU	夏鳥
	コウライウグイス	コウライウグイス		迷鳥
	カササギヒタキ	○ サンコウチョウ		夏鳥
	モズ	○ モズ		留鳥
		<u>アカモズ</u>	EN	迷鳥
		オオモズ		迷鳥
	カラス	○ サドカケス		留鳥
		コクマルガラス		冬鳥
		○ ミヤマガラス		冬鳥
		○ ハシボソガラス		留鳥
		○ ハシブトガラス		留鳥
	キクイタダキ	○ キクイタダキ		冬鳥
	シジュウカラ	○ ヤマガラ		留鳥
		○ ヒガラ		留鳥
		○ シジュウカラ		留鳥
	ヒバリ	○ ヒバリ		留鳥
	ツバメ	ショウドウツバメ		旅鳥
		ツバメ		夏鳥
		イワツバメ		夏鳥
	ヒヨドリ	○ ヒヨドリ		留鳥
	ウグイス	○ ウグイス		留鳥
		○ ヤブサメ		夏鳥
	エナガ	○ エナガ		留鳥
	ムシクイ	○ オオムシクイ	DD	旅鳥
		メボソムシクイ		旅鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
		エゾムシクイ		旅鳥
		センダイムシクイ		夏鳥
メジロ	○	メジロ		留鳥
センニュウ		シマセンニュウ		旅鳥
		エゾセンニュウ		旅鳥
ヨシキリ		オオヨシキリ		夏鳥
		コヨシキリ		夏鳥
レンジャク		キレンジャク		冬鳥
		ヒレンジャク		冬鳥
ミソサザイ	○	ミソサザイ		留鳥
ムクドリ		ギンムクドリ		迷鳥
	○	ムクドリ		留鳥
		コムクドリ		夏鳥
		ホシムクドリ		冬鳥
カワガラス	○	カワガラス		留鳥
ヒタキ	○	トラツグミ		留鳥
	○	クロツグミ		夏鳥
	○	マミチャジナイ		旅鳥
	○	シロハラ		冬鳥
	○	アカハラ		夏鳥
	○	ツグミ		冬鳥
		コマドリ		旅鳥
		ノゴマ		旅鳥
		コルリ		夏鳥
		ルリビタキ		冬鳥
		ジョウビタキ		冬鳥
	○	ノビタキ		旅鳥
		イソヒヨドリ		留鳥
		エゾビタキ		旅鳥
		サメビタキ		旅鳥
		コサメビタキ		夏鳥
	○	キビタキ		夏鳥
		ムギマキ		旅鳥
	○	オオルリ		夏鳥
スズメ		ニューナイスズメ		旅鳥
	○	スズメ		留鳥
セキレイ		ツメナガセキレイ		旅鳥
	○	キセキレイ		夏鳥
	○	ハクセキレイ		留鳥
	○	セグロセキレイ		留鳥
	○	ビンズイ		旅鳥
		ムネアカタヒバリ		旅鳥
	○	タヒバリ		冬鳥
アトリ	○	アトリ		冬鳥
	○	カワラヒワ		留鳥
	○	マヒワ		冬鳥
		ベニヒワ		冬鳥
		ベニマシコ		冬鳥
		オオマシコ		迷鳥
	○	イスカ		冬鳥
		ナキイスカ		迷鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
		○ ウソ		冬鳥
		シメ		冬鳥
		コイカル		迷鳥
		○ イカル		留鳥
	ツメナガホオジロ	ツメナガホオジロ		迷鳥
		ユキホオジロ		冬鳥
	ホオジロ	○ ホオジロ		留鳥
		ホオアカ		留鳥
		コホオアカ		冬鳥
		○ カシラダカ		冬鳥
		○ ミヤマホオジロ		冬鳥
		ノジコ	N T	旅鳥
		○ アオジ		冬鳥
		○ クロジ		夏鳥
		シベリアジュリン		冬鳥
		○ オオジュリン		冬鳥
合計	19目	51科	219種	

(注)

- データはモニタリングサイト1000調査、トキの島の野鳥 佐渡島鳥類目録、鳥獣保護区管理員報告書等に拠る。
- 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会、2012年）に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2017
EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
特別天然記念物：文化財保護法による特別天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。外来鳥獣については、外来と記載する。

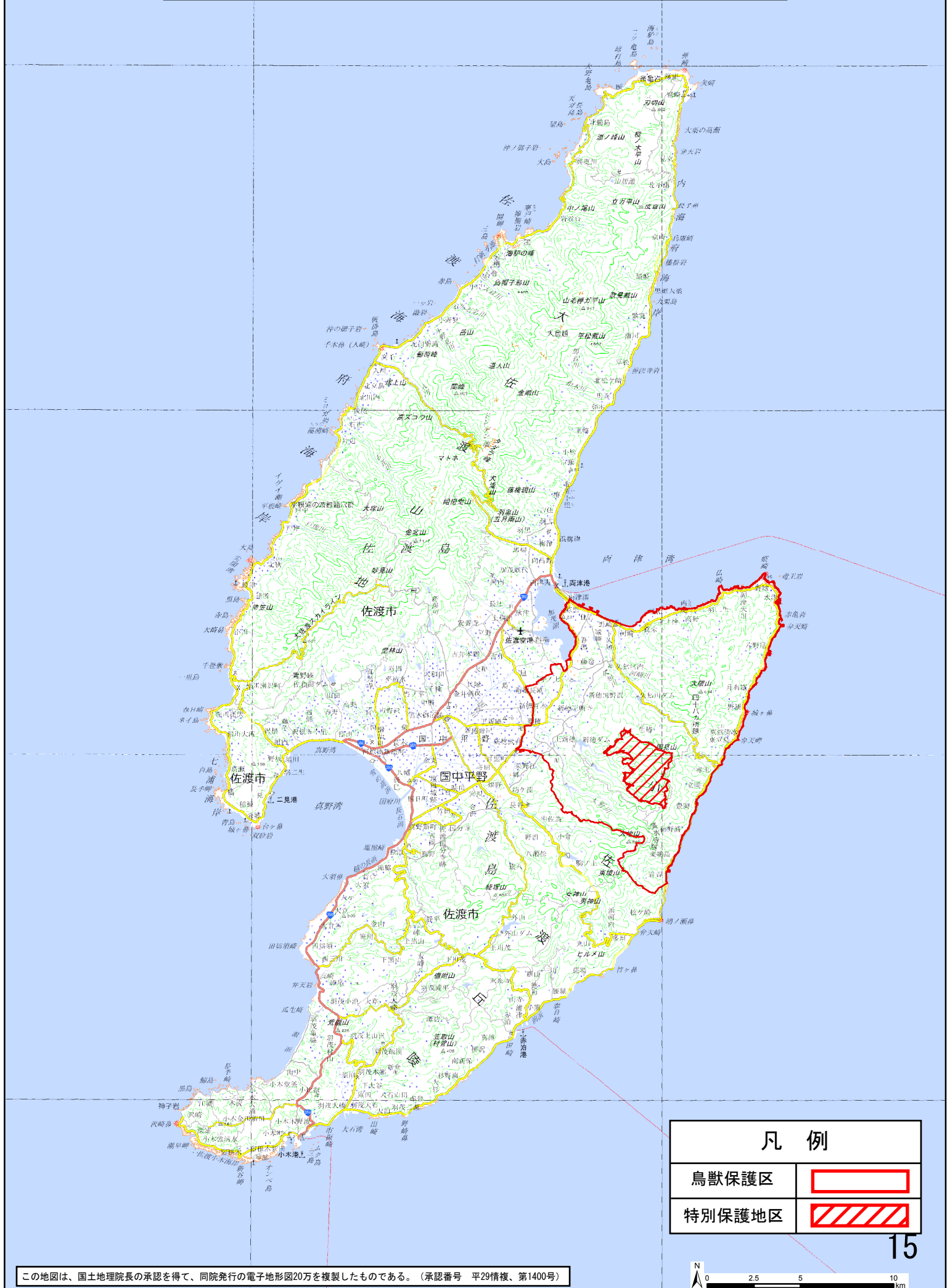
(別表3) 国指定小佐渡東部鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
モグラ	トガリネズミ	サドトガリネズミ		
		○ ジネズミ		
	モグラ	○ サドモグラ	N T	
コウモリ	キクガシラコウモリ	○ キクガシラコウモリ		
		○ コキクガシラコウモリ		
	ヒナコウモリ	○ モモジロコウモリ		
		○ アブラコウモリ		
		○ ユビナガコウモリ		
		○ コテングコウモリ		
ネコ	イヌ	○ タヌキ		
	イタチ	○ テン		
		○ イタチ		
ネズミ	ネズミ	○ ハタネズミ		
		○ アカネズミ		
		○ ヒメネズミ		
		○ ドブネズミ		
		クマネズミ		
		○ ハツカネズミ		
ウサギ	ウサギ	○ サドノウサギ	N T	
合計	5 目	8 科	19種	

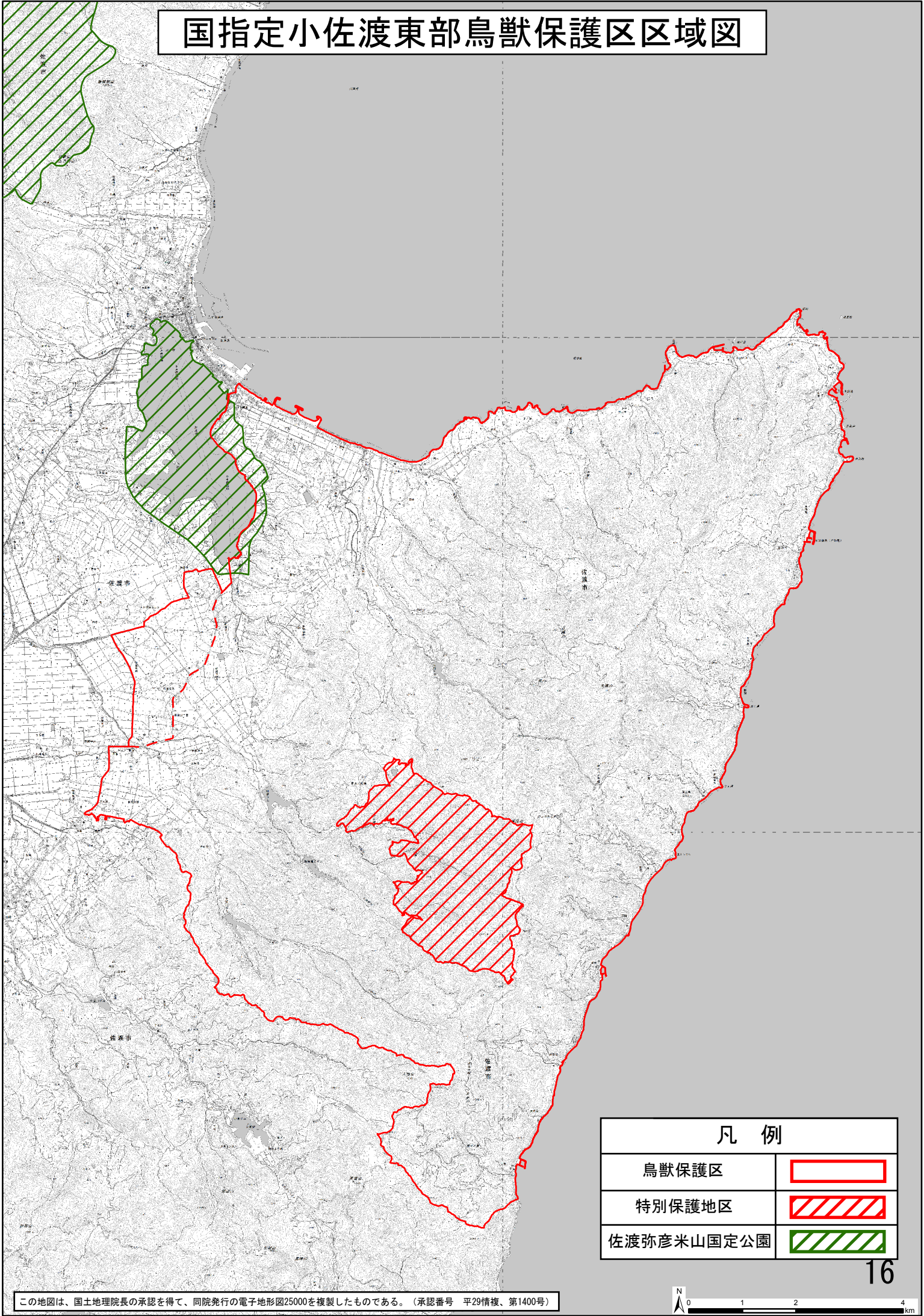
(注)

- データは既存文献、鳥獣保護区管理員報告書、調査業務結果等に拠る。
- 哺乳類の目・科・種（和名）及び配列は、日本野生鳥獣目録（環境省、2002年）を参考とした。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト(2017)
EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。外来鳥獣については、外来と記載する。

国指定小佐渡東部鳥獣保護区位置図

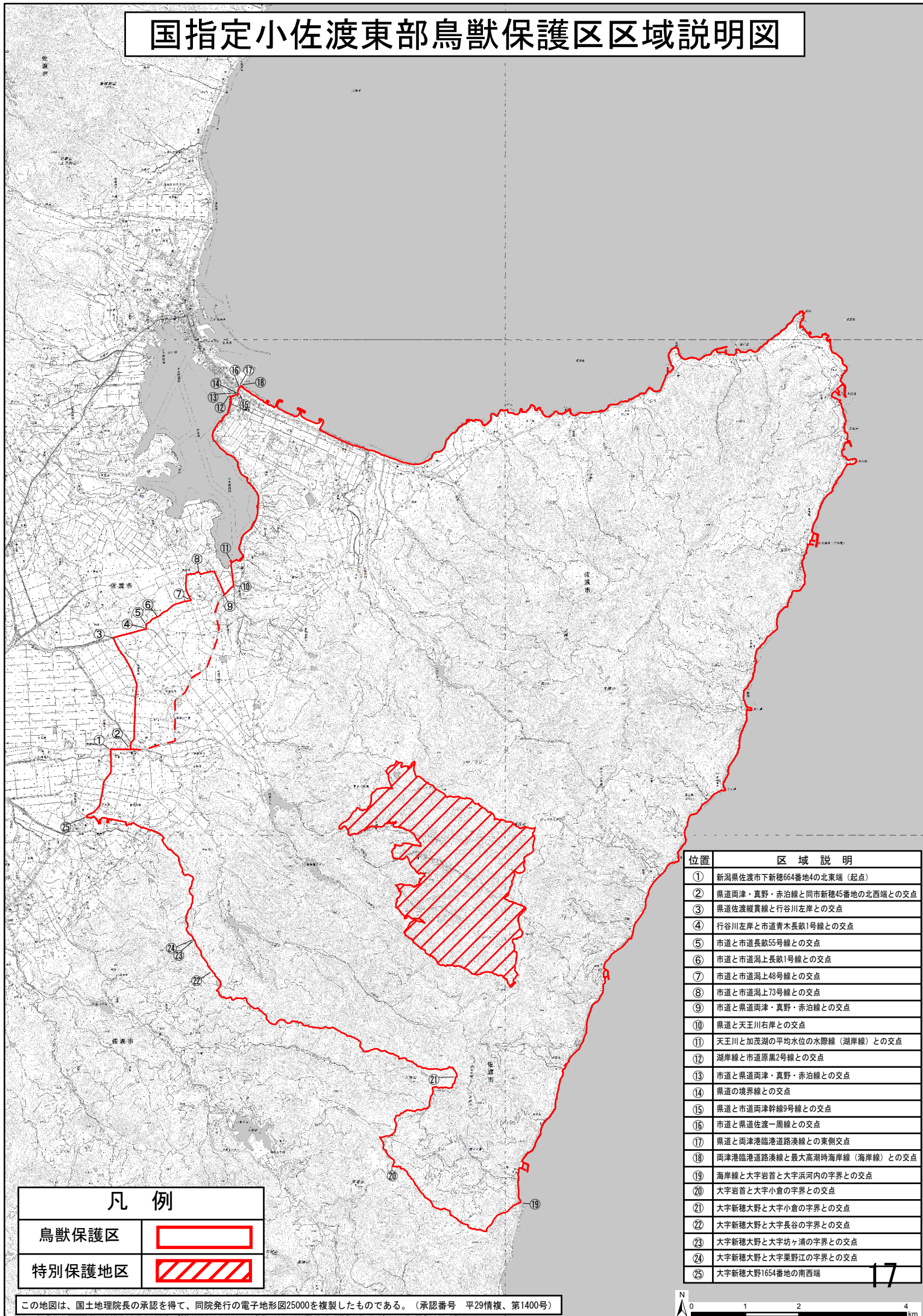


国指定小佐渡東部鳥獣保護区区域図



凡 例	
鳥獣保護区	
特別保護地区	
佐渡弥彦米山国定公園	

国指定小佐渡東部鳥獣保護区区域説明図



凡 例

鳥獣保護区



特別保護地区



位置	区 域 説 明
①	新潟県佐渡市新穂664番地4の北東端（起点）
②	県道両津・真野・赤泊線と市道新穂45番地の北西端との交点
③	県道佐渡縦貫線と行谷川左岸との交点
④	行谷川左岸と市道青木長畝1号線との交点
⑤	市道と市道長畝55号線との交点
⑥	市道と市道潟上長畝1号線との交点
⑦	市道と市道潟上48号線との交点
⑧	市道と市道潟上73号線との交点
⑨	市道と県道両津・真野・赤泊線との交点
⑩	県道と天王川右岸との交点
⑪	天王川と加茂湖の平均水位の水際線（湖岸線）との交点
⑫	湖岸線と市道原黒2号線との交点
⑬	市道と県道両津・真野・赤泊線との交点
⑭	県道の境界線との交点
⑮	県道と市道両津幹線9号線との交点
⑯	市道と県道佐渡一周線との交点
⑰	県道と両津港臨港道路湊線との東側交点
⑱	両津港臨港道路湊線と最大高潮時海岸線（海岸線）との交点
⑲	海岸線と大字岩首と大字浜河内の字界との交点
⑳	大字岩首と大字小倉の字界との交点
㉑	大字新穂大野と大字小倉の字界との交点
㉒	大字新穂大野と大字長谷の字界との交点
㉓	大字新穂大野と大字坊ヶ浦の字界との交点
㉔	大字新穂大野と大字栗野江の字界との交点
㉕	大字新穂大野1654番地の南西端